

## 日本陸上競技連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※本連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.~

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2017年5月に、中期を2028年、長期を2040年とする中長期基本計画「JAAF VISION 2017」を策定。</li> <li>▪ 「JAAF VISION 2017」で設定したミッションの具体的なアクションプランを定めるため、プロジェクトチームを立ち上げ、2020年3月の公表を予定している。</li> <li>▪ 「JAAF VISION 2017」の公表にあたっては、冊子を製作し関係各所に配布を行うと共に本連盟WEBサイトに掲載し広く一般に公開している。 WEBサイト <a href="https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/jaaf-vision-2017.pdf">https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/jaaf-vision-2017.pdf</a></li> <li>▪ 「JAAF VISION 2017」の策定にあたっては、加盟団体連絡協議会を通じて加盟団体（47都道府県陸上競技協会）にヒアリングを実施。専務理事、関係委員会、事務局員からなるワークショップを経て、理事会に骨子を提案（2016年12月開催理事会）。評議員（2017年2月開催評議員懇談会）及び理事（2017年3月開催理事会）へ素案を配布し、2017年5月の理事会で完成品披露となる。また、中学生ブロック合宿、高体連全国合宿においてアンケートを実施し、中高生の陸上競技に対する目標やモチベーション、JAAFに関する知識・イメージ等の調査を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ JAAF VISION 2017</li> <li>▪ 第40回理事会議事録</li> <li>▪ 第42回理事会議事録</li> </ul>
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 現在は、人事採用・育成計画をたてるに至らない事務局規模であるが、2021年度中を予定として、優秀な人材確保と適切な人員配置の計画を定めることとしている。なお、新型コロナウイルスの影響による減収のため、採用は当面、凍結する方針である。</li> <li>▪ 職員の育成にあたっては、2020年4月より、外部機関のeラーニング研修を導入している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 職員研修実施資料</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 事業年度ごとに事業計画書、収支予算書について理事会で協議、承認を行い、本連盟WEBサイトにおいて公開している。(https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/doc/)</li> <li>▪ 現在、JAAFアクションプラン策定にあたりプロジェクトチームによるワークショップにて検討を進めており、事務局組織基盤強化をミッションとして、健全確保と事業の充実、陸上界のブランディング設計とマーケティング戦略、マーケットの分析と市場開拓、ターゲットごとのブランド・マーケティング戦略の確立、パートナーとの協働による新しい価値の創造と向上の計画を2021年3月までに定めることを予定している。</li> <li>▪ 収益構造の改善と安定した事業運営を図ることを一つの趣旨として、2020年9月開催の理事会において、新たな財源確保として登録料の設定を承認している。</li> <li>▪ 事業計画、収支予算の策定にあたっては、関係の役職員からヒアリングを行っている。</li> <li>▪ 現在は、策定に向けてのプロジェクトチームによるワークショップに時間を有していることから出来ていないが、2021年度中の策定にあたっては、広く意見を募ることとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 定款</li> <li>▪ 経理規程</li> <li>▪ 特定費用準備資金等取扱規程</li> <li>▪ 登録料設定に関する通知文</li> </ul>
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 現状、外部理事の割合が約21.4%(6名)、女性理事の割合が約6.9%(2名)である。なお、学識経験者として就任した者、地域・協力団体選出として就任した者に問わず、当該者が加盟団体役員等の関係を有する場合であっても、当該者の高度な知見または専門性に期待し選任したものであり、加盟団体の関係性に期待して選任したものでないことから、多くの加盟団体を有するNFとしての性質上、外部理事に該当するものとして整理している。</li> <li>▪ 外部理事の割合が低い要因として、現行の定款細則に定める理事の構成に外部理事の人数を定める規定がなく、このことから目標割合が達成し難い内容となっているが、次々期の役員改選(2023年度)においては、25%の割合達成への対応整備することを検討している。</li> <li>▪ 女性理事の割合が低い要因として、現行の定款細則に定める理事の構成に女性の人数を定める規定がなく、このことが特に次期改選(2021年度)からの女性理事の目標割合が達成し難い内容となっているが、2020年6月理事会にて定款細則の改正を行い、次期の役員改選(2021年度)においては、理事の構成の枠組みを変更し、次々期の役員改選(2023年度)においては、40%の割合を達成する予定としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 役員名簿</li> <li>▪ 定款細則</li> <li>▪ 第61回理事会議事録</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 現状、外部評議員の割合が30%（6名）、女性評議員の割合が約15%（3名）である。</li> <li>▪ なお、学識経験者として就任した者、地域・協力団体選出として就任した者に問わず、当該者が加盟団体役員等の関係を有する場合であっても、当該者の高度な知見または専門性に期待し選任したものであり、加盟団体の関係性に期待して選任したものでないことから、多くの加盟団体を有するNFとしての性質上、外部評議員に該当するものとして整理している。</li> <li>▪ ガバナンスコードにおいて、外部評議員及び女性評議員の目標割合について、評議員会の役割や総数等を踏まえ、適切に設定することが求められているところ、現行の定款細則に定める評議員の構成により、人数を定める規定がなく、このことが割合を低くしている。</li> <li>▪ 具体的な構成は、2022年6月までの理事会において目標を設定し、2023年6月の次期改選において対応予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 評議員名簿</li> <li>▪ 定款細則</li> </ul>
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ アスリート委員会を強化委員会内に設置し、年に数回開催をしている。2021年度中に関係規程の策定を予定している。</li> <li>▪ 現行、規程の定めがないアスリート委員会より役員を選任することは難しく、また、既に次期改選（2021年度）はスケジュールを理事会で承認していることから難しく、次々期改選（2023年度）に向けて検討を行う。</li> <li>▪ 2019年9月以降、理事会以降で諮る日本代表選考要項に関しては、選考要項作成段階で現役競技者以外のアスリート委員会委員を招聘し、競技者側の観点からの意見も参考にしつつ、競技者にとってより明確な選考基準を作成することとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ アスリート委員会名簿</li> <li>▪ アスリート委員会関係ミーティング開催録</li> </ul>
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 現状、28名の理事により理事会を構成している。</li> <li>▪ 機関決定を迅速に行うため、9の専門委員会があり、一つの専門委員会を除く委員長は理事が務めており、また理事ではない専門委員長においても理事会に出席して所管事項について発言することが出来ることとなっている。</li> <li>▪ 地域選出理事を一地域から複数名選出し加盟団体との連携や意思疎通を円滑に行う役割を担わせており、また、地域選出理事とのバランスから同数の学識経験者理事を選出している。</li> <li>▪ 以上の観点から、28名により理事会を構成することは、その機能を鑑みれば適正な規模である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 役員名簿</li> <li>▪ 専門委員会運営細則</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 定款細則により、役員は就任時において、その年齢が70歳未満でなければならないとする規定を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 定款細則</li> </ul>
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 現状、理事の再任回数の上限を定めるルール、規則、規程はない。また、現状で10年の在任期間を超える理事が4名存する。</li> <li>▪ 再任制限については、関係規程・規則の改正を考慮に入れ、加盟団体等の意見も踏まえて進めること、また、その検討及び手続には一定の期間を要することから、ガバナンスコードの補足にある激変緩和措置の最終年度である次々期改選の2023年6月までに対応予定である。</li> <li>▪ また、ガバナンスコードの補足にある理事の再任回数に関する例外措置においても、「ア) 当該理事がIFの役職者である場合、イ) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合」には、当該理事が10年を超えて在任することが考えられている。これは、役員候補者選考委員会において、客観的な視点を確保した上で、当該理事の実績、特別な事情の有無等について評価することが求められており、その評価体制についてもあわせて検討を行う。</li> </ul> <p>【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ガバナンスコード遵守に係る関係規程・規則の改正にあたっては、加盟団体等の意見も踏まえて進めることを考慮し、その検討及び手続には一定の期間を要することから、次期役員改選（2021年度）に該当者が生じた場合、激変緩和措置を適用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 定款細則</li> <li>▪ 役員名簿</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 役員については、次期役員候補者選定委員会を設置して検討しており、その選出方法及び選出過程について理事会の関与を受けていない。</li> <li>▪ 次期役員候補者選定委員会規則に則り選出される同委員会のメンバーは、外部有識者や女性を含めて編成すると共に、同メンバーが学識経験者理事の対象とならない者としており、実際に選定された委員は理事を兼ねていない。</li> <li>▪ 次期役員候補者選定委員会規則において、学識経験者、地域陸上競技協会からの推薦者、協力団体からの推薦者、すべての理事候補者案の策定を次期役員候補者委員会の議事としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 定款細則</li> <li>▪ 次期役員候補者選定委員会規則</li> <li>▪ 次期役員候補者選定委員会委員名簿</li> </ul>
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 役員・指導者・競技者等は、「倫理に関するガイドライン」において、社会の範となるために、法律や条例等の法規範を遵守し、違法行為をしないことを定めている。</li> <li>▪ 登録会員は、「登録会員規程」において、遵守事項を規定化しており、また、「登録会員処分規程」において、処分事由、処分の種類、処分の手続を定めている。</li> <li>▪ 職員は、「就業規則」において、サービスを規定化しており、違反した場合の懲戒の種類、懲戒の事由を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 倫理に関するガイドライン</li> <li>▪ 登録会員規程</li> <li>▪ 登録会員処分規程</li> <li>▪ 就業規則</li> </ul>
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 定款をはじめ、各種規程等を整備している。</li> <li>▪ 現在、定款に多くの規定がなされているため有していないが、評議員会規程、理事会規程を2021年度中には制定する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 定款</li> <li>▪ 定款細則</li> <li>▪ 登録会員規程</li> <li>▪ 専門委員会運営細則</li> <li>▪ 経理規程</li> <li>▪ 事務局規程</li> </ul>
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 各種規程等を整備している。</li> <li>▪ 個人情報保護規程は方針を有していたことから、リスク管理規程は一度理事会に上程し、その内容に再考が必要であったことから、現在有していないが、2021年3月までに制定する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 文書管理規程</li> <li>▪ 個人情報保護方針</li> <li>▪ 事務局規程</li> <li>▪ 倫理に関するガイドライン</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員報酬等に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 各種規程等を整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 理事の報酬及び役員等の費用に関する規程</li> <li>▪ 評議員・役員・専門委員等の旅費・謝金規程</li> <li>▪ 評議員・役員・専門委員等の旅費・謝金規程ガイドライン</li> <li>▪ 給与規程</li> <li>▪ 退職金規程</li> <li>▪ 職員旅費規程</li> </ul>
15	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 各種規程等を整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 経理規程</li> <li>▪ 寄付金等取扱規程</li> <li>▪ 特定費用準備資金等取扱規程</li> </ul>
16	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 新たな財源として登録料の設定が2020年9月開催の理事会において決定し、登録会員規程の改正を行い、規定化している。</li> <li>▪ 定款及び定款細則において、加盟団体の加盟金に関する規定を定めている。</li> <li>▪ 但し、今までの契約形態により協賛企業の取扱等に関する規程・規則等がないことから、今後、これらの取扱に関して2021年度中に、規程・規則の制定を含めて対応方法を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 定款</li> <li>▪ 定款細則</li> </ul>
17	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 各国際競技会の代表選手選考にあたっては、競技会ごとに選考要項を理事会において承認し、規定化している。</li> <li>▪ 強化競技者の権利については、強化競技者規程を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ドーハ2019世界陸上競技選手権大会マラソン日本代表選手選考要項</li> <li>▪ 第50回理事会議事録</li> <li>▪ 2020年度強化競技者規程</li> </ul>
18	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 現在、競技会で審判員を務めるものは登録会員であるところ登録会員規程の遵守事項において「不公正な運営を行うことはしてはならないと定めていること」、及び運用上の配慮及び審判員間のクロスチェックを行うことにより、競技の公平を担保している。もっとも、審判員の公平を直接規定したものはないため、規程の設置の可否を含め、2022年3月までに検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 登録会員規程</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 法務については、弁護士との顧問契約を締結し、業務遂行の上で懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。（各種契約書類のリーガルチェック等。）</li> <li>▪ 財務会計については、公認会計士及び税理士との顧問契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けると共に、懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。</li> <li>▪ 職員労務については、社会保険労務士との顧問契約を締結し、業務遂行の上で懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。（毎月の給与計算、社会保険手続き等。）</li> <li>▪ 職員の業務遂行上、必要に応じて法的知識を学ぶための外部研修を実施しており、今後も継続的に実施する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 弁護士との顧問契約</li> <li>▪ 公認会計士との顧問契約</li> <li>▪ 税理士との顧問契約</li> <li>▪ 社会保険労務士との顧問契約</li> <li>▪ 職員研修実施資料</li> </ul>
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 倫理に関する関係諸規程の整備その他諸施策に関する事、登録会員の処分及び登録会員以外の倫理に反する行為に対する措置に関する事を円滑に行うため、2018年10月に、倫理委員会を設置した。</li> <li>▪ 今年度は、2021年3月までに開催し、以降、年1回以上は開催する。</li> <li>▪ 倫理委員会のメンバーには、1名の女性委員を含んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 倫理委員会規程</li> <li>▪ 第1回倫理委員会議事録</li> <li>▪ 倫理委員会名簿</li> </ul>
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 倫理委員会は、専務理事を委員長とし、弁護士、元判事、外部有識者等を含めて委員会を構成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 倫理委員会名簿</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 役職員について、日本スポーツ仲裁機構のガバナンス・コンプライアンス研修講師派遣を利用し、2020年2月に研修を設けている。</li> <li>▪ 職員については、外部機関のeラーニングによる研修を行っており、コンプライアンスに関するメニューを2021年3月までに受講することを必須としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 日本スポーツ仲裁機構宛てのメンター派遣依頼書</li> <li>▪ 職員研修実施資料</li> <li>▪ 職員研修受講履歴</li> </ul>
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2019年4月に「2019年度2020東京オリンピック対策カンファレンス」を開催し、強化競技者、強化対象競技者、準強化対象競技者、U23強化対象競技者及び専任コーチ向けに、アンチドーピングにおける考え方、強化競技者・強化対象競技者として得られる権利や義務、助成金に対する説明等をはじめとするコンプライアンス教育を実施している。</li> <li>▪ コロナ禍や国際競技会派遣の状況を鑑みて、派遣前に対応予定である。</li> <li>▪ 新型コロナウイルス感染拡大の影響のため、2020年度は国際競技会の中止や延期により派遣は行われず、2021年度以降、派遣前に対応予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2019年度2020東京オリンピック対策カンファレンスアジェンダ</li> <li>▪ 2019年度2020東京オリンピック対策カンファレンス報告</li> </ul>
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 本連盟が直接研修を行う審判員資格として、NTO (National Technical Official)、JTOs (Japan Technical Officials) 及びJRWJs (Japan Race Walking Judges) があるが、現状、予算の都合上、コンプライアンス教育を実施出来ていない。2021年度からの研修項目として盛り込む他、都道府県陸上競技協会が行っているS級、A級、B級公認審判員研修会においても実施するよう検討していく。</li> </ul>	



審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	〔原則6〕法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専 門家のサポートを日常的に受 けることができる体制を構築 すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 法務について、弁護士との顧問契約を締結し、契約書上のリーガルチェックを受けており、また、財務会計については、公認会計士及び税理士との顧問契約を締結し、定期的な監査・助言を受けている。</li> <li>▪ 法務については、弁護士との顧問契約を締結し、業務遂行の上で懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。財務会計については、公認会計士及び税理士との顧問契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けると共に、懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。職員労務については、社会保険労務士との顧問契約を締結し、業務遂行の上で懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 弁護士との顧問契約</li> <li>▪ 公認会計士との顧問契約</li> <li>▪ 税理士との顧問契約</li> <li>▪ 社会保険労務士との顧問契約</li> </ul>
26	〔原則6〕法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 会計に関する取引を正確、迅速に処理し、財政状況及び正味財産増減の状況を報告すること、事業活動の計数的統制とその能率的運営を図るための規程を整備し、公益法人会計の基準に基づき、業務を進めている。</li> <li>▪ 本連盟の目的を理解し、その達成に向け尽力するに十分な識見と能力を満たしている者を監事として選任している。</li> <li>▪ 公認会計士による監査を受け、取引の検証、内部統制の評価を受けている他、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 定款</li> <li>▪ 経理規程</li> <li>▪ 特定費用準備資金等取扱規程</li> <li>▪ 監事による監査報告書</li> <li>▪ 独立監査人の監査報告書</li> <li>▪ 監事名簿</li> </ul>
27	〔原則6〕法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会等の助成元における要項等の定めに沿って、適切に処理し、助成元における監査を受けている。今後、倫理に関するガイドラインに国庫補助金等の利用に関し、適正な使用を遵守することを規定化する。(2020年度末までに。)</li> <li>▪ 登録会員においては、登録会員規程により遵守事項として定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 経理規程</li> <li>▪ 登録会員規程</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧出来る状況を整えている。</li> <li>▪ 事業・決算報告書ををはじめ、各種規程等をWEBサイトで公開している。</li> </ul> 事業・決算報告書 <a href="https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/doc/">https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/doc/</a> 各種規程等 <a href="https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/guidelines/">https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/guidelines/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 法定備置書類</li> <li>▪ 事業・決算報告書をはじめ各種規程等のWEBサイト開示</li> </ul>
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 日本代表選手選考要項等をWEBサイトで公開している。 <a href="https://www.jaaf.or.jp/news/article/12752/">https://www.jaaf.or.jp/news/article/12752/</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 日本代表選手選考要項等のWEBサイト開示</li> </ul>
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2020年度のガバナンスコード適合状況は2021年3月に公表。</li> </ul>	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 契約については、重要・軽微を問わず、稟議決裁を経て締結を進めており、客観性・透明性を持って、慎重な検証を行っている。</li> <li>▪ 稟議決裁により慎重に事業を進めていることから、現在、利益相反ポリシーに基づいた規程を定めることが出来ていないが、2021年3月末までには対応を行う予定とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 事務局規程</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 前述の通り、稟議決裁により慎重に事業を進めていることから、現在、利益相反ポリシーに基づいた規程を定めることが出来ていないが、2021年3月末までに利益相反ポリシーを作成し、ルールの特明確化を行う。</li> </ul>	
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 倫理に関するガイドラインにおいて、セクハラ・暴力行為等に関する相談窓口を設置することを規定化しており、電話、WEBサイトの通報フォームの方法で受けている。 WEBサイト <a href="https://www.jaaf.or.jp/ethic/compliance.html">https://www.jaaf.or.jp/ethic/compliance.html</a></li> <li>▪ 相談窓口に寄せられる情報は、名誉やプライバシーを侵害することとなる可能性があるため、その取扱いには十分注意することを、倫理に関するガイドラインに定めている。</li> <li>▪ 但し、現在、通報相談の運用に関する規程がないため、2021年度中には整備する予定である。その中に通報は正当な行為であることを規定化する。</li> <li>▪ 担当する職員には、外部機関のeラーニングでの研修を受けることを義務付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 倫理に関するガイドライン</li> </ul>
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 現在、相談の一報は職員が受けているが、適切に弁護士の助言を仰ぎ判断を行っている。</li> <li>▪ 通報制度は、2022年3月までに整備する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 倫理に関するガイドライン</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 登録会員処分規程において、処分事由、処分の種類、処分に至るまでの手続を定めている。</li> <li>▪ 倫理委員会規程において、登録会員の所属する団体及び登録会員以外の者においても、倫理に反する行為があった場合には措置を行うことを定めている。</li> <li>▪ 登録会員処分規程において、処分対象者に対し、聴聞の機会を与えることを定めている。</li> <li>▪ 登録会員処分規程において、処分の決定について、処分の理由、処分の内容等を記載した決定書での通知、及び不服申立の手続を定めている。</li> <li>▪ なお、処分通知に不服申立に関する規定がないため、2022年3月までに登録会員処分規程を改正する予定である。</li> <li>▪ 関係規程をWEBサイトにおいて開示している。 WEBサイト <a href="https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/guidelines/">https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/guidelines/</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 登録会員処分規程</li> <li>▪ 倫理委員会規程</li> <li>▪ 不服申立委員会規程</li> </ul>
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 倫理委員会は、専務理事を委員長とし、弁護士、元判事、外部有識者等を含めて委員会を構成している。</li> <li>▪ 不服申立委員会は、弁護士、外部有識者等を含めて委員会を構成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 登録会員処分規程</li> <li>▪ 倫理委員会規程</li> <li>▪ 不服申立委員会規程</li> <li>▪ 不服申立委員会名簿</li> </ul>
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2014年5月の理事会において、「公益財団法人日本陸上競技連盟の決定に対する競技者等の不服が公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に申し立てられた場合には、同機構の定める規則に基づく仲裁により解決する」という「スポーツ仲裁に関する規則」を決議している。 WABサイト <a href="https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/guidelines/">https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/guidelines/</a> にて開示。</li> <li>▪ 同規則において、申立は、本連盟の決定とし、制限は行っていない。</li> <li>▪ 同規則において、申立期間等は日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づくこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ スポーツ仲裁に関する規則</li> <li>▪ 第20回理事会議事録</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>処分結果を通知する際に、処分対象者に対し、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法を交付する。(2018年10月の倫理委員会、不服申立委員会設置以降、具体的な事例なし。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録会員処分規程</li> </ul>
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべき	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、本連盟では専務理事を常勤とし、会長、事務局長との迅速な対応を行っている。2021年3月末までには、リスク管理規程に基づく体制を構築する。</li> </ul>	
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去4年間において、本連盟内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。</li> </ul>	
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>本連盟では、過去4年間において、本連盟不祥事による外部調査委員会は設置していない。</li> </ul>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 定款及び定款細則において、加盟団体を都道府県を代表する都道府県陸上競技協会と定めている。</li> <li>▪ 定款及び定款細則に加盟団体との連携組織として加盟団体連絡協議会を定め、加盟団体との相互の連絡調整及び情報交換のために必要に応じて開催することとし、議事においては必要に応じて質問事項等を集めることとしている。</li> <li>▪ 加盟団体連絡協議会の他に、加盟団体に本連盟よりメールアドレスを付与し、活発にやりとりが出来る体制を構築している。</li> <li>▪ なお、権限関係と指導・助言・支援の方針が明文化されていないため、2022年3月までに定款細則を改正する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 定款</li> <li>▪ 定款細則</li> <li>▪ 加盟団体連絡協議会運営細則</li> <li>▪ 2019年度加盟団体連絡協議会報告</li> </ul>
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 前述の加盟団体連絡協議会の他、加盟団体とのコミュニケーションの充実、情報の共有を図るため、オンラインでのJAAFインフォメーションセッションを2020年8月より開催している。また、本セッションは加盟団体での女性の登用、活躍推進の場として、女性の出席を義務付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ JAAFインフォメーションセッション開催案内・次第・資料</li> </ul>